

○ 国土交通省告示第三百四十九号

排出ガス対策型原動機の認定及び排出ガス対策型建設機械の指定に関する技術基準を次のように定める。

平成十八年三月十七日

国土交通大臣 北側 一雄

排出ガス対策型原動機の認定及び排出ガス対策型建設機械の指定に関する技術基準

(この告示の趣旨)

第一条 この告示は、排出ガス対策型原動機を認定し、又は排出ガス対策型建設機械を指定する場合において適合すべき技術的基準を定めるものである。

(排出ガス対策型原動機技術基準)

第二条 排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（以下「規程」という。）第三条の規定により国土交通大臣が定める基準は、次の表の上欄に掲げる排出ガスの種類及び中欄に掲げる原動機の種類ごとに、同大臣が定める方法に基づく測定を行った結果が、下欄に掲げる排出ガスの基準を満たすものとする。

排出ガスの種類		排出ガスの基準	
一酸化炭素	原動機の種類	原動機の種類	排出ガスの基準
	定格出力が八キロワット以上十九キロワット未満である原動機	定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満である原動機	一キロワット時当たり 五、〇〇グラム以下
	定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満である原動機	定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満である原動機	
	原動機	原動機	

<p>非メタン炭化水素及び窒素酸化物</p>	<p>炭化水素</p>		
<p>定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満である原動機</p>	<p>定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット以下である原動機</p>	<p>定格出力が八キロワット以上十九キロワット未満である原動機</p>	<p>定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満である原動機</p>
	<p>一キロワット時当たり 三、五〇グラム以下</p>	<p>一キロワット時当たり 七、五〇グラム以下</p>	<p>一キロワット時当たり 一、〇〇グラム以下</p>

				窒素酸化物
<p>定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満である 原動機</p>	<p>定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満である 原動機</p>	<p>定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満である 原動機</p>	<p>定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット以下である 原動機</p>	<p>一キロワット時当たり 〇、七〇グラム以下</p>
<p>一キロワット時当たり 〇、四〇グラム以下</p>	<p>一キロワット時当たり 〇、四〇グラム以下</p>	<p>一キロワット時当たり</p>	<p>定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満である原</p>	<p>一キロワット時当たり</p>

<p>動機</p>	<p>定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満である 原動機</p>	<p>定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満である 原動機</p>	<p>定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満である 原動機</p>	<p>定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット以下である 原動機</p>
<p>六、〇〇グラム以下</p>	<p>一キロワット時当たり 四、〇〇グラム以下</p>		<p>一キロワット時当たり 三、六〇グラム以下</p>	

		粒子状物質	
原動機	定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満である	原動機	定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満である
○、二五グラム以下	一キロワット時当たり	○、三〇グラム以下	一キロワット時当たり
動機	定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満である	動機	定格出力が八キロワット以上十九キロワット未満である
○、四〇グラム以下	一キロワット時当たり	○、八〇グラム以下	一キロワット時当たり

		黒煙			
原動機	定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満である	動機	定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満である	原動機	定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満である
			定格出力が八キロワット以上十九キロワット未満である原動機		定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット以下である原動機
	三十五パーセント以下		四十パーセント以下		一キロワット時当たり 〇、二〇グラム以下 一キロワット時当たり 〇、一七グラム以下

<p>定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満である 原動機</p>	<p>三十パーセント以下</p>
<p>定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満である 原動機</p>	<p>二十五パーセント以下</p>
<p>定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット以下である 原動機</p>	

(排出ガス対策型建設機械技術基準)

第三条 規程第十一条の規定により国土交通大臣が定める基準は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。



一 黒煙に関して、次の表の上欄に掲げる建設機械の種別ごとに、国土交通大臣が定める方法に基づく測定を行った結果が、下欄に掲げる黒煙の基準を満たすものとする。

建設機械の種別	黒煙の基準
定格出力が八キロワット以上十九キロワット未満である原動機を搭載した建設機械	四十パーセント以下
定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満である原動機を搭載した建設機械	
定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満である原動機を搭載した建設機械	三十五パーセント以下

<p>定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満である原動機を搭載した建設機械</p>	<p>三十パーセント以下</p>
<p>定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満である原動機を搭載した建設機械</p>	<p>二十五パーセント以下</p>
<p>定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット以下である原動機を搭載した建設機械</p>	

二 認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること。

第四条 前条第一号の表は、国土交通大臣が測定を行うことが困難であると認められた建設機械について準用す

る。この場合において、同表中「原動機を搭載した建設機械」とあるのは「原動機」と読み替えるものとする。

（基準の変更に係る学識経験者からの意見聴取）

第五条 国土交通大臣は、排出ガス対策型原動機技術基準又は排出ガス対策型建設機械技術基準を変更しようとするときは、学識経験者の意見を聴くものとする。